

三芳町第2保育所民営化ガイドライン（案）

1 ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、平成28年11月に策定した「公立保育所民営化の考え方」に基づき町立第2保育所の民営化を実施するにあたり、事業者募集要項や保育所移行計画の基礎となるものです。また、このガイドラインは、町、保護者、参入予定事業者が共有する情報であるとともに、町が第2保育所民営化を実施する際の約束事として位置づけます。

2 ガイドラインの目的

第2保育所民営化を実施する際の基本的な基準を定め、民営化に対する保護者の不安を解消して円滑な移行を図るとともに、質の高い保育サービスを安定的に提供できるより良い事業者の参入を促すことを目的とします。

3 民営化の手法

民営化する手法として、事業者による経営の継続性や安定性を図ることによる保育サービスの安定的な提供、運営の柔軟性や自立性を考慮し、第2保育所をそのまま利用し民間事業者が私立保育所として運営する「民設民営方式」とします。

4 運営主体

運営主体は、安定した財政基盤と運営体制を有し、質の高い保育サービスを継続的かつ安定的に提供でき、地域の実情を十分に理解した、認可保育所としての実績がある事業者とします。

また、当該事業者が運営する認可保育所の所在については、選定過程において実地確認を予定することから、次に掲げる公募実施の際、その所在を限定することとします。

5 事業者の公募

事業者の公募は、より優良な事業者を確保するため、多くの事業者に公募情報が届くような広報手段を用い広く周知します。

なお、公募の際は、本ガイドラインに沿った募集要項を作成します。

6 事業者の選定

事業者の選定にあたっては、保護者代表や学識経験者、公立保育所長等を含めた選定組織を設置し、企画提案方式により選定します。なお、選定は、原則公開により実施します。

事業者の決定にあたっては、単に応募者の中で相対的に優位な者を決定するのではなく、町の求める運営水準及び設備水準を継続して満たすことのできる事業者とします。

7 選定基準

事業者の経営継続性や安定性ととも、保育の質を維持・向上できるより良い事業者を選定することを基準とします。

選定にあたっては、以下の点を重視します。

- ・児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- ・保育の方針や内容が、子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良い保育を実施すること。
- ・保育の質を高める職員体制を確保すること。
- ・子どもの安全を最優先とし、事故防止及び安全管理に関する体制を確保すること。
- ・事業運営において健全性や透明性を確保していること。

8 町が指定する条件

以下の条件を満たすことを最低基準としますが、これを上回る提案を妨げるものではありません。

運営について

- ・選定された事業者が、自ら保育所を運営すること。
- ・保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域の特性を生かした運営に努めること。
- ・現行の第2保育所の開所日、開所時間を堅持すること。

(開所日：月曜日から土曜日まで、開所時間 7時から19時まで)

職員について

- ・所長予定者は、専任であり、認可保育所において10年以上勤務し、幹部職員としての能力と経験を有する者とする。
- ・主任保育士は、専任であり、認可保育所において5年以上勤務し、幹部職員としての能力と経験を有する者とする。
- ・職員について、正規・非正規の別、経験等のバランスが取れた職員配置を行うことにより、保育の安定的な提供が可能であること。
- ・保育の質の向上のため、勤務する職員に対し、計画的に研修を実施すること。

給食について

- ・安全・衛生面及び栄養面での給食の質の確保のため、自園調理により給食を提供すること。
- ・子どもの食物アレルギー等に配慮した給食を提供すること。
- ・子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。

9 事業者決定

事業者の決定から民営化移行まで1年程度の期間を確保します。

また、事業者決定後、速やかに保護者への事業者説明会を実施するものとします。

なお、事業者決定後、他の保育所への転園を希望する在籍児の保護者については、他の保護者との公正性を損なわない範囲で転園が可能となるよう、最大限配慮します。

10 引継ぎ

三者協議会の設置

円滑な引継ぎを実施し、保護者・事業者・町の信頼関係を築くため、事業者の決定後速やかに、保護者・事業者・町の三者による話し合いの場を設置します。

三者協議会は、引継ぎ保育の内容等、移行期間中の諸課題について、三者での話し合いによりその充実、解決等の方向性を確認していく場とします。

引継ぎ保育の実施

民営化の際、職員が入れ替わること等の保育環境の変化による子どもたちへの影響を最小限にする必要があります。

このため、一定期間、町の職員と事業者の職員が合同で保育に携わる期間を設け、その期間中に、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かい引継ぎができるようにします。

引継ぎ保育の期間は、3か月程度の期間を目安としますが、その期間及び内容については状況等を踏まえ、保護者・事業者・町で協議し決定していきます。

11 町による進行管理

町は、民営化の円滑な実施のため、計画どおりに引継ぎが行われているか逐次進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善、指導はもとより問題解決に向け努力します。

また、民営化に関する進捗状況等について、保護者への情報開示を行うとともに、必要に応じアンケート等により保護者意見を反映できるよう努めます。

12 民営化後の町の役割

三者協議会の継続

民営化後も三者協議会を継続し、定期的な話し合いの場を当分の間継続することで、町は移行期間中と同様に関わっていきます。

諸条件の履行確認

町は、民営化後の保育所に対し、保育内容等の移管条件が履行されているか逐次確認を行い、必要な改善、指導を行います。

園長所長会議の定期的な開催

保育に関する情報を共有し保育に活かすことを目的とし、公立・民間保育所の長による会議である「園長所長会議」を設けていることから、引き続き開催するとともに、民営化後の保育所長の参加を求めます。